

令和8年度 第1回認知症施策事業推進委員会 次 第

日時 令和8年5月27日（水）午後7時から

場所 W e b会議及び小金井市役所第二庁舎801会議室

1 開会

2 事務局より （委員・事務局出席者紹介 会議録の作成等）

3 議題

- (1) 令和7年度認知症施策事業評価及び実績報告について
- (2) 令和8認知症施策事業の実施予定について
- (3) 第10期介護保険事業計画及び認知症施策推進計画について

4 その他

5 閉会

次回 令和 年 月 日（ ）19時からを予定

第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 高齢者保健福祉施策に関する事業進捗状況評価表(認知症施策)

資料1

基本目標2 地域で自立して暮らし続ける仕組みづくり

・高齢者が住み慣れた地域のなかで、自立して安心した暮らしを続けることができるよう、介護保険以外の福祉サービスを含めて包括的に支援するとともに、認知症高齢者等への総合的な支援、在宅医療と介護との連携、相談体制の充実等を進めます。

・特に、認知症施策に関しては、今後も認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、取り組みを進めます。

・また、複合的な課題を抱えた多様な介護者の存在にも目を向け、家庭における介護負担の軽減を図るため、介護者への支援の取り組みを進めます。

※ 「事業評価」の評価基準

- A… ほぼ事業内容を達成した。
- B… 改善、検討を要する点はあるが、事業内容をある程度達成した。
- C… 事業内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。
- D… 未実施

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度				令和8年度
				事業予定	事業実績	事業 評価	評価の理由	事業予定
基本施策(2) 認知症施策の更なる推進								
1	★認知症の理解促進（推進）	認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、市民向けの認知症講座の実施や、小中学生への認知症サポーター養成講座である「キッズ認サポ」等を通じて多世代へ認知症に関する普及啓発を図ります。 また、既存の催し等を活用した、認知症の理解促進に係る講演会等による普及啓発も行います。 併せて、若年性認知症の方やその家族の方を支援するため、理解促進に努めるとともに、相談窓口等の広報を実施します。 〈計画期間の目標〉 認知症サポーターの累計養成者数 10,000人	介護福祉課	令和7年度においても同様に各包括支援センター等の運営により小中学生を含む若年層などあるゆる年齢階層に対して認知症の理解度の向上に資する研修会を実施します。 また、関係機関との連携をより深め、若年層等への幅広い周知及び講座を実施します。	認知症サポーター養成講座は、市内小中学校への講座を継続実施できた。全受講者854人中、小学校5校639人、企業等、その他（一般市民等）175人、市職員40人となった。	A	認知症サポーターの累計養成者数の目標は達成しているが、引き続き高齢者の介護を担う世代へ向けての周知を図るとともに、関係機関との連携をより深め、さらに小中学校児童・生徒を含む若年層等幅広い周知及び講座実施を図る。	令和8年度も市との連携のもと各包括支援センター等の運営により小中学生を含む若年層などあるゆる年齢階層に対して認知症の理解度の向上に資する研修会を実施する予定である。
2	認知症の相談・支援体制の充実	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援、認知症の方やその家族の方を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行うため、認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	認知症検診の受診票にケアパスを同封するとともに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と推進員とで月に1回認知症関連事業に関する協議を行います。	各地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と月に1回認知症関連事業に関する協議を行った。 また、認知症検診の受診票に「認知症安心ガイドブック」（ケアパス）を同封し普及啓発を図るとともに窓口にも配架し普及啓発を実施した。	B	認知症の症状、及び認知症に関するあらゆる相談窓口の周知についての普及啓発を実施した。	令和8年度においても認知症への普及啓発を実施する。特に認知症基本法に基づく「新しい認知症観」への理解、普及啓発を認知症サポーター養成講座等の機会を通じて行う。毎月1回の認知症地域支援推進委員連絡会においては、認知症関連事業に関することや、チームオレンジ、認知症カフェの運営状況の確認など課題・情報の共有等を行う。
3	認知症連携会議の継続	医療・介護関係者による事例検討、研修等の機会を設け、認知症ケアの向上を図ります。	介護福祉課	事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る研修等を実施します。	医師会と連携により、事例検討等を交えた多職種の連携強化を図るため、認知症連携会議を実施し、30人が参加した。	B	認知症のある人の初期集中支援対象の事例をもとに医療・介護・看護等多職種の意見交換、情報共有が実施できたことにより、それぞれの職種・分野での適切な対応、また連携を強化し支援するという意識の啓発ができた。	令和8年度も引き続き認知症の事例をもとに事例検討会を実施する。初期集中支援事業対象者のみならず、認知症のある人の支援対象者の事例などの共有も検討を行う。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度				令和8年度
				事業予定	事業実績	事業評価	評価の理由	事業予定
4	認知症の早期診断・早期対応の充実	認知症が疑われるものの、医療・介護等の安定的な支援を受けていない方に対し、認知症サポート医が含まれることを特徴としたチームで訪問を行う認知症初期集中支援事業を実施します。 本人や家族等が気軽に早期発見等につなげられるように、パソコン等から簡単に認知症のチェックを行える「認知症チェックサイト」の普及啓発を図ります。	介護福祉課	認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、MC Iを含めた早期発見・早期対応を図るため、認知症検診事業を実施します。 なお、今年度から50代60代の対象を拡大します。 認知症が疑われるものの医療につながらない方へ医師等を派遣する認知症初期集中支援事業を引き続き実施します。 また、昨年度から都事業として、地域包括支援センターと連携して活動ができる認知症サポート医を「オレンジドクター」と認定し周知する事業が始まったため、オレンジドクターとの連携を通じて、認知症対応力の向上を図ります。 さらに、市ホームページ等に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」、「認知症簡易チェックサイト」を掲載し、普及啓発を図ります。	認知症が疑われるものの医療等の支援を受けていない対象者1件について、専門職によるチームで訪問し、支援を行った。 また、認知症検診事業を実施し、対象者111、8111人に対し、36人が受診した。 さらに、市ホームページに認知症簡易チェックサイトについて掲載し、13、108件のアクセスがあった。	B	認知症検診については70歳代の対象への受診券送付、市報、ホームページでの広報、関係機関等への働きかけにより周知を行った。若年性認知症の普及啓発の意義を込め対象を50歳代の者にも拡大をした。認知症簡易チェックサイトの利用については例年どおりのアクセスが確認できた。	認知症検診は引き続き実施するが、受診率について課題があるため、検診の周知方法の再検討、また他市の事例を踏まえ受診率向上についての方策を検討・実施する。認知症の発症年齢が様々ある状況から令和8年度は80歳代以降も含め50歳代以上の市民を対象として実施をする。認知症の普及啓発のため認知症簡易チェックサイトは引き続き実施する。
5	☆チームオレンジの整備（実施）	認知症サポーター等の支援者と認知症の人やその家族も参加し、生活面の早期からの支援を行う「チームオレンジ」設置に向けて、認知症カフェやイベント等の実施を通じて整備を図ります。	介護福祉課	市内各所で認知症カフェを開催し、順次チームオレンジとして位置づけ、事業の安定的運営を目指します。	市内包括支援センター4圏域に各1か所のチームオレンジを立ち上げ適切に運営をおこなった。	A	認知症及びその家族が自由に参加でき、相談・地域連携も視野にいて、ボランティアを中心に適切に運営された。	チームオレンジの安定的運営をボランティアを中心にに行い認知症当事者、家族が気軽に立ち寄れる場所としての位置づけを確立する。
6	★地域の居場所づくり（認知症カフェ等）の充実	市内関係機関と連携を図り、認知症カフェ等の新設の検討や継続支援等を通じて、認知症の方と家族の方の居場所づくりを行います。 ＜計画期間の目標＞ 認知症カフェ等の開催場所数 11か所	介護福祉課	各包括支援センターの圏域において実施している認知症カフェは、おおむね安定的に運営されていることから、さらに増設に向けて検討を行います。	各圏域において、地域包括支援センターが主体となって適切に認知症カフェを運営できるよう支援を行った。市において認知症カフェの開催場所等について周知を図った。認知症カフェ等の開催場所数 10か所	B	各圏域において、地域包括支援センターが主体となって認知症カフェを運営した。 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座受講者に対してカフェの実施、協力について周知した。	認知症カフェは各包括支援センターの圏域において概ね安定的に運営されているが、さらに増設に向けての検討と認知症当事者を含め気軽に立ち寄り安心して相談できる場所として適切に運営できるよう支援する。
7	やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）の充実	軽度の認知症状が見られるおおむね65歳以上の方等に対し、認知症についての研修を受けたボランティア（やすらぎ支援員）が自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	介護福祉課	軽度の認知症状が見られる高齢者に対し、ボランティアが自宅を訪問し、話し相手となり、見守りを行うとともに、家族の方の介護負担の軽減を図ります。	軽度の認知症状のある高齢者への訪問を49回実施した。	B	訪問による傾聴活動を実施し、認知症の当事者、家族介護の負担軽減につなげた。またやすらぎ支援員の連絡会を開催し、訪問事業の促進、課題等について意見交換、情報・課題共有を実施した。	引き続き訪問による傾聴活動を実施し、認知症のある当事者、家族介護の負担軽減につなげていくよう事業を実施する。

番号	事業名称 (★重点事業) (☆新規事業)	事業の内容	担当課	令和7年度				令和8年度
				事業予定	事業実績	事業 評価	評価の理由	事業予定
8	介護者の負担軽減の推進 ※本計画再掲	高齢者や認知症の方を介護する家族の方を対象に、相談、介護教室、交流会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。交流会等については、性別・年代を問わず参加できるようなテーマ設定を図るなど、幅広く参加を促せるよう努めます。認知症の方と家族の方に対しては希望する在宅生活を継続できるよう、一体的支援事業を実施します。 また、緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護します。		高齢者を介護するご家族の方を対象に、在宅における介護の知識、介護技術等の向上に資する内容の教室を4回実施します。 介護者同士で情報交換ができる場を提供し、介護者が孤立することなく住み慣れた地域で介護が続けられるよう家族介護継続支援事業を事業所に委託し実施します。 引き続き緊急を要する理由で介護者が介護できない時に、介護が必要な方を一時的に施設で介護する事業を継続するとともに、必要とする方が利用できるよう、介護支援専門員等と事業について共有を行います。また、近年事業利用についての相談が増えているため、受け入れ施設の増加についても調整を行います。	認知症高齢者を介護している家族等が様々な思いや状況等を共有できる場として、認知症高齢者を支える家族の集い、家族介護継続支援事業を実施した。「認知症高齢者を支える家族の集い」参加者54人 「まなぶ・語る・つながる」家族会 参加者81人	B	家族介護者の会の実施により介護者の負担感や感じていることを話す場の提供により介護者の負担軽減に努めることができた。	認知症高齢者の介護家族の負担軽減に資するため本事業を実施する。

令和 8 年度における認知症関連事業の実施予定

No.	項目	目標値※ ¹	実施内容
1	認知症地域支援推進員連絡会	月 1 回実施	○各地域包括支援センターに推進員を配置。市と推進員とで月に 1 回認知症関連事業に関する協議を行う。 ○相談窓口の認知度向上へ向けた検討を行う。
2	認知症地域支援推進員連絡会ワーキンググループ	月 1 回実施	○推進員同士が月に 1 回認知症関連事業に関する協議を行う。 ○相談窓口の認知度向上へ向けた検討を行う。
3	認知症施策事業推進委員会	年 3 回実施	○認知症の方本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるとともに、その家族が安心できるよう、引き続き認知症施策について、検討・推進する。 ○認知症施策推進計画の策定、検討を行う。
4	認知症連携会議	年 1 回実施	○事例検討等を交えた多職種の連携強化を図る研修等を実施する。
5	認知症検診	受診率 近隣他市同等	○認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、早期発見・早期対応を図る。 令和 7 年度より対象に 50 歳～69 歳を追加 令和 8 年度は 80 歳以上も対象者に加え拡大を図る。
6	認知症初期集中支援事業	チーム対応件数 年 1 件	○認知症が疑われるものの医療等の支援を受けていない市民を対象に、専門職によるチームで訪問し、支援を行う。
7	認知症サポーター養成講座	第 9 期計画期間は 10,000 人 (令和 7 年度 10,966 人) ↓ 令和 8 年度 11,800 人を目標とする	○認知症について正しく理解し、出来る範囲で支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施する。特に市内小中学生向けには実施校の増加を図る。
8	市民向け（定期開催）	年 3 回実施 (60 人)	○高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。
9	ステップアップ講座	年 2 回実施	○教育委員会とも連携し、受講後の受講者活用に向けた検討を行う。
10	キッズ認サポ	6 校 (600 人)	○実施校の拡大、受講者数の増加を図る。
11	市職員向け	年 2 回実施 (40 人)	○未受講者へ向けたアプローチを行う。
12	その他	134 人	○高齢者の見守り協定を締結済みの事業者等の受講に向けたアプローチを行う。
13	認知症講演会	年 1 回実施	○市民への普及啓発事業について検討を行う。
14	やすらぎ支援事業	訪問回数 100 回	○軽度の認知症状がある高齢者にボランティアが訪問し、話し相手、声掛け等の援助を行う。 ○支援員の交流会を行う。

No.	項目	目標値※1	実施内容
15	家族介護継続支援事業	参加者数 (115人)	○認知症高齢者を介護する家族に対する交流会や講習等の機会を設け、情報共有や身体的・精神的負担軽減を図る事業を実施する。
16	まなぶ・語る・つながる～家族の会～	参加者数 (30人)	○ひがし地域包括支援センターへの委託事業 ○偶数月の第2土曜日に実施する。
17	認知症家族の集い	参加者数 (25人)	○年3回実施する。
18	認知症高齢者を支える家族の集い	参加者数 (60人)	○毎月第1土曜日に実施する。
19	家族介護継続支援事業担当者連絡会	年2回実施	○上記3事業の担当者連絡会を開催
20	認知症チェックシステム	アクセス数 4,500件	○早期発見及び普及啓発を図るため、認知症の初期スクリーニングシステムを運用する。 ○市報等に掲載し、周知を図る。
21	見守りシール事業	令和8年度中 2人増	○市報、ホームページ等により周知を図る。 ○搜索模擬訓練を行う。
22	徘徊高齢者探索サービス	前年度増	○市報、ホームページ等により周知を図る。
23	認知症カフェ	令和8年度 11か所 ↓ 年24回実施	○各圏域ごとに実施する。認知症施策担当者も逐次参加し認知症当事者の声を聴くとともに、認知症当事者の積極的参加により当事者参加の機会を創出する。
24	認知症予防通いの場	年2回実施	○認知症検診受診者の受け皿として、認知症予防、居場所づくりの場として開催をしていく。
25	チームオレンジの設置	4か所の運営	○チームオレンジの適切な運営を図り認知症当事者、家族等が気軽に通える場として、また相談機関への連携が図れるよう運営の充実を図る。
26	認知症のある人の社会参加事業	ワーキンググループ、認知症当事者を伴う地域歩きの実施	○本人・家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援事業を実施する。チームオレンジ（認知症カフェ）と一体的支援事業の両方を、本人・家族とボランティアが行き来できる相互関係の構築を目指す。
27	キャラバンメイト連絡会の実施	年1回実施	○市内キャラバンメイトの連絡会を実施し、各種諸問題の抽出・検討と、今後より一層重要となる認知症サポーターの養成の推進を図る。
28	認知症ボランティア養成講座	年1回実施	○認知症当事者と家族介護者について理解を深め、認知症カフェやチームオレンジで活動するボランティアを養成する講座を実施する。
29	研修・その他	—	○適宜研修等に参加する。 ○認知症の日に合わせた展示等を行っていく。

第 10 期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画
策定に係る小金井市の現状及び取組について

基本指針について（介護保険法第116条）

1. 基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）関係>

○人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築・中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

○地域包括ケアシステムの深化・医療・介護連携の推進・有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援・介護予防の推進、総合事業の在り方・相談支援等の在り方・認知症施策の推進等

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援・総合的な介護人材確保対策・介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

○多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保・2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方等

<福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）関係>

○介護人材の確保・育成・定着等

<「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）関係>

○入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定

○介護保険事業（支援）計画における**ロジックモデル**の活用（医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月4日参議院厚生労働委員会））

○本指針を定めるに当たり、即するものとされている医療情報化推進方針の策定（改正後の介護保険法第116条）等

2. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

○ 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。

■地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、**多様な主体とのつながりづくり**等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

⇒ **第1部**

② **頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズ**を地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

⇒ **第2部**

③ 認知症基本法及び**認知症施策推進基本計画**を踏まえた取組の推進。

⇒ **第3部**

（資料）「基本指針について」社会保障審議会介護保険部会（第134回）令和8年3月9日

第1部 多様な主体とのつながりづくり（総合事業）

1 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。

2 多様な主体とのつながりづくりに関する取組一覧

○市の主な取組

No.		概要	担当
1	小金井さくら体操	8つある管理会場は市内の通所事業所のリハ職が担当の会場を定期的に巡回し、介護予防・フレイル予防の普及啓発を行うとともに、参加者の参加・活動につながるレクリエーションの提供等を行っている。個別の支援が必要な際は、地域包括支援センター等へつなぐ等の支援も行っている。	介護福祉課 包括支援係
2	シニア運動教室	市内のスポーツクラブに委託し、高齢者の介護予防・フレイル予防のためのきっかけづくりとなることを目的に実施。参加者には教室終了後の生活に向け、介護予防事業等の周知や地域資源の紹介等を行っている。	介護福祉課 包括支援係
3	地域リハビリテーション活動支援事業	市内の高齢者が活動している居場所にリハ職が巡回し、介護予防・フレイル予防の普及啓発を行うとともに、健康相談等にも応じ個別の支援が必要な際は、地域包括支援センター等へつなぐ等の支援も行っている。	介護福祉課 包括支援係
4	生活支援コーディネーターの活動	市では、第1層生活支援コーディネーター（市）と第2層生活支援コーディネーター（各地域包括支援センター）を配置している。第2層生活支援コーディネーターは地域に出向き、住民主体の居場所の把握や継続支援等を行っており、把握した情報をまとめた「シニアのための地域とつながる応援ブック」を発行し、広く周知を行っている。また、居場所の継続支援では、地域ケア会議を開催し、居場所の参加住民が自分達で課題解決できるよう支援を行っている。	介護福祉課 包括支援係

5	総合事業（サービス・活動C）	サービス・活動Cは、保健・医療職が関与し3か月の短期間で機能向上のプログラムを行うサービスであり、終了1か月前には地域ケア会議を開催し、リハ職・通所事業所職員・地域包括支援センターケアマネジャー・第1層生活支援コーディネーター・第2層生活支援コーディネーターで利用者の終了後の生活について検討している。利用者の約7割はサービスの利用により生活機能が改善し、介護保険サービスを利用せず、地域の居場所への参加や趣味活動等への社会活動につながっている。	介護福祉課 包括支援係
---	----------------	---	----------------

第2部 身寄りのいない高齢者の課題解決の地域づくり

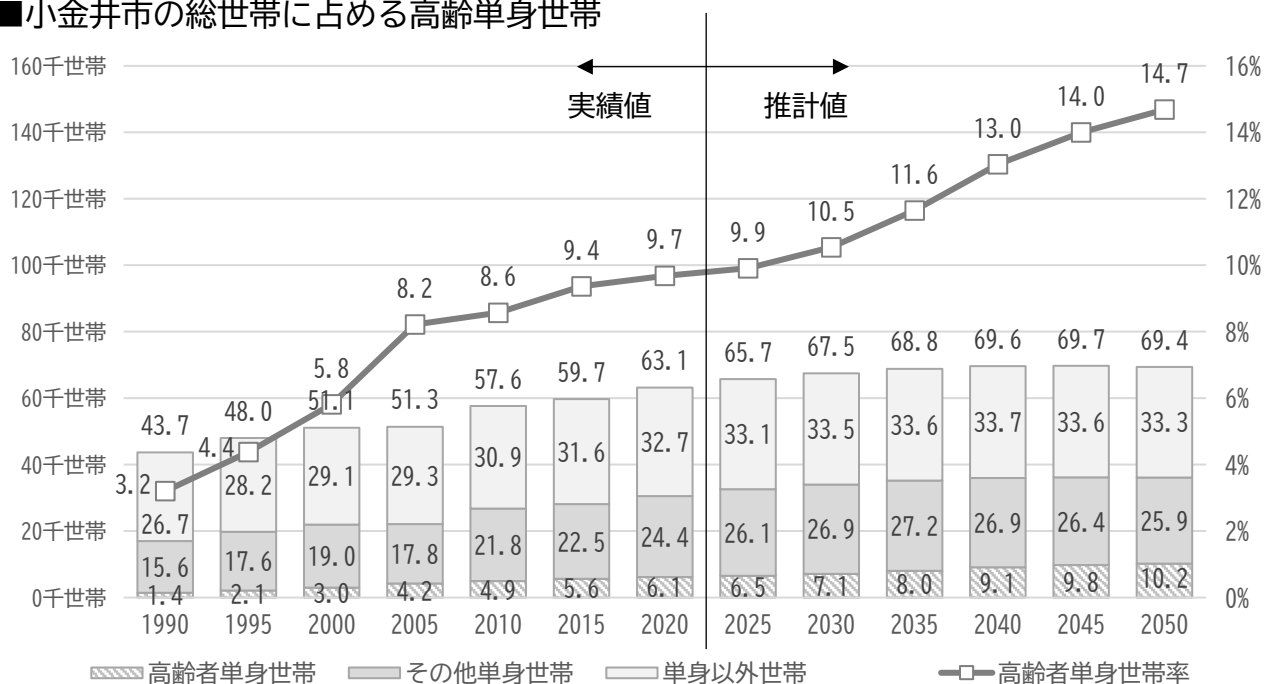
1 小金井市の世帯構成の変化と支援者の有無

○高齢者単身世帯は今後も増加が見込まれ、2050年には小金井市の総世帯の14.7%（7世帯に1世帯）が高齢者単身世帯になると推計されます。

○市が令和7年度に実施した調査によると、看病や世話をしてくれる人がいない単身高齢者は31.7%、また、心配事や愚痴を聞いてくれる人がいない単身高齢者は16.7%に上りました。

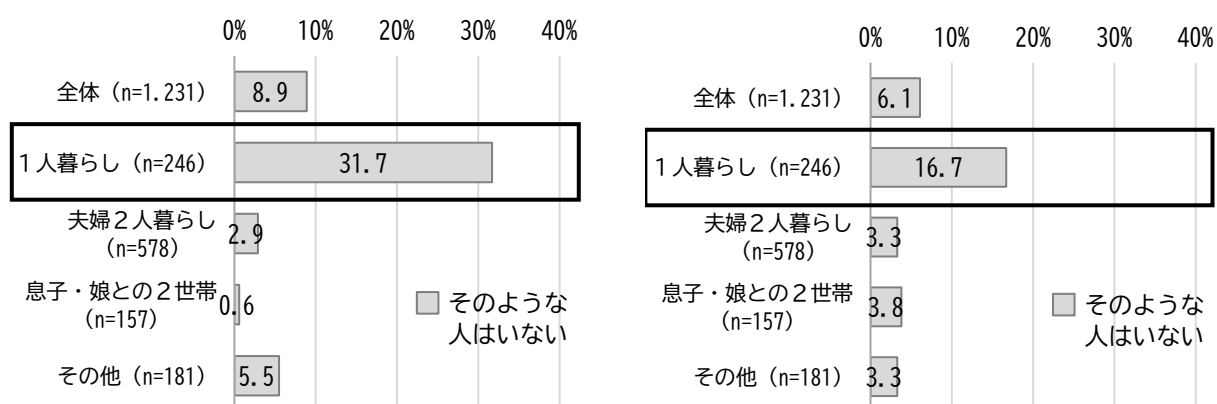
○今後も単身世帯の増加が見込まれるところ、身寄りのいない高齢者の課題が大きくなるとみられることから地域の全員による支え合いの地域共生社会の構築がますます求められます。

■小金井市の総世帯に占める高齢単身世帯



（資料）国勢調査、将来推計：社会保障人口問題研究所による東京都世帯推計の伸び率を用いて推計

■手段的支援者がいない割合（家族構成別） 情緒的支援者がいない割合（家族構成別）



（資料）小金井市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和7年11月）

2 身寄りのいない高齢者等に関する取組一覧

〇市の主な取組

No.	名称等	概要	担当
1	ひと声訪問（牛乳の配達）	市に緊急連絡先を登録し、1世帯当たり白牛乳又はコーヒー牛乳1本を週3回、牛乳店から配達し、見守りを行う事業。	介護福祉課 高齢福祉係
2	高齢者食事支援（配食サービス）	民間配食サービス（見守り含む。）利用料の一部（1食当たり課税世帯100円、非課税世帯400円）を市が負担する事業。	介護福祉課 高齢福祉係
3	入浴券の配布（公衆浴場）	公衆浴場の入浴券を月7枚ずつ、年6回（偶数月）配付し、ご自分で受け取りに来ていただく事業。	介護福祉課 高齢福祉係
4	ことぶき理容券（割引券）の配付	年3回、月1枚の割合で配布する割引券（自分で取りに行く）を利用すると、市内の「ことぶき利用協力の店」で調髪、洗髪等すると料金が2千円割引になる事業。 ※令和7年度に終了、令和8年度からは訪問理美容サービス割引券を交付する事業に移行予定	介護福祉課 高齢福祉係
5	緊急代理通報システム	貸与した無線発信機等（ペンダント等）により、委託業者に通報し、安全の確認と必要に応じて救急車の手配を行う事業。	介護福祉課 高齢福祉係
6	高齢者福祉電話の貸与	電話機を貸与する事業。	介護福祉課 高齢福祉係
7	友愛活動員の訪問	ボランティアの友愛活動員が週1回程度、訪問または電話で話し相手をする事業。	介護福祉課 高齢福祉係
8	徘徊高齢者探索サービス	高齢者がGPS端末を携帯し、居場所が不明であるときに、介護者が委託事業者へ高齢者の位置を問い合わせ、保護を行う事業。	介護福祉課 高齢福祉係
9	高齢者地域福祉ネットワーク（高齢者見守り支援）	75歳、80歳、85歳の方・1年以内に転入された75歳以上の市民を対象に民生委員が訪問し、福祉の情報をお知らせします。	介護福祉課 包括支援係
10	見守りシール	高齢者等の衣服や持ち物にシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで保護できるようにする事業。	介護福祉課 包括支援係
11	ふれあい収集事業	ごみ出しが困難な世帯や身近な方の協力を得ることが困難な世帯を対象に、個別に訪問し、家庭ごみを収集し、併せて安否確認を行う事業。	ごみ対策課 清掃係

○社会福祉協議会の取組

名称等	概要	担当
福祉サービス総合支援事業	判断能力が不十分な方、要介護高齢者、障がいがある方等に対する福祉サービスの利用援助等（有料サービス）	権利擁護センター
居住支援相談	住宅確保要配慮者が住まいを探すための支援を目的とした相談窓口	福祉総合相談窓口
日常生活自立支援事業 （地域福祉権利擁護事業）	日常的な金銭の出し入れ、重要な書類の保管などを行う （日常的金銭管理サービス）	権利擁護センター
成年後見活用 あんしん生活創造事業	・成年後見制度に関する相談（予約制） ・任意後見・老い支度相談（予約制） ・成年後見制度申立費用の助成 ・後見人等報酬の助成 ・法人後見監督、法人後見の実施	権利擁護センター

○高齢者の生活全般に関する相談

小金井きた地域包括支援センター	高齢者の生活等に関する相談機関であり、相談内容によって必要な機関等につないだり、連携し支援を行う。
小金井みなみ地域包括支援センター	
小金井ひがし地域包括支援センター	
小金井にし地域包括支援センター	

○地域の介護支援専門員との連携

介護保険サービスを利用している高齢者の中には、身寄りのない高齢者等もあり、介護支援専門員（ケアマネジャー）は介護保険サービスの調整のみならず、生活課題等に対する対応もせざるを得ない状況であり、ケアマネジャーの負担となっていることが課題である。ケアマネジャーと生活課題等に対する地域資源等地域のつなぎ先の共有を行っていく予定である。

第3部 認知症施策推進基本計画

1. 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活・社会生活を営むことができる。

②国民が、正しい知識・正しい理解を深めることができる。

③認知症の人にとって生活の障壁となるものを除去することにより、認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域で安全・安心・自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。

④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療福祉サービスが切れ目なく提供される。

⑤認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。

⑥共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症等に係る予防、診断・治療、リハビリテーション、介護方法、社会参加の在り方、社会環境の整備等に関する研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。

⑦教育、地域づくり等各関連分野における総合的な取組として行われる。

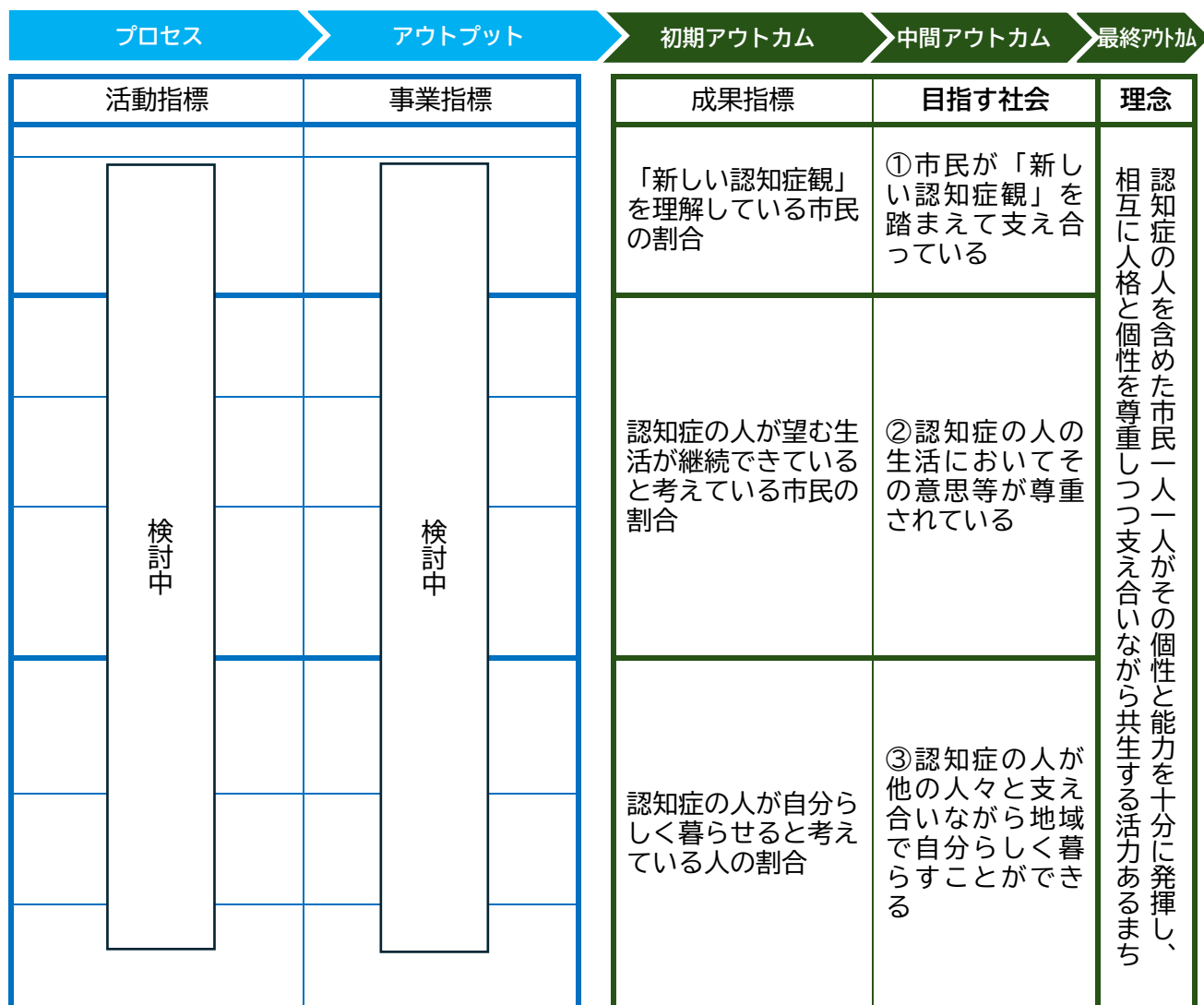
2 認知症に関する取組一覧

〇市の主な取組

No.	名称等	概要	担当
1	認知症検診	50歳以上の市民に認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、早期発見・早期対応を図る。	介護福祉課 包括支援係
2	認知症初期集中支援事業	認知症が疑われるものの医療等の支援を受けていない市民を対象に、専門職によるチームで訪問し、支援を行う。	介護福祉課 包括支援係
3	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、出来る範囲で支援する「認知症サポーター」の養成講座を実施する。	介護福祉課 包括支援係
4	//企業・市民等向け（定期開催）	高齢者の介護を担う世代を対象にした講座開催の取組を検討していく。	介護福祉課 包括支援係
5	//キッズ認サポ(小中学生向)	市内の小中学生対象に認知症の普及・啓発のための講座を実施。受講者数、実施校の拡大を目指す。	介護福祉課 包括支援係
6	//市職員向け	行政職員に対し認知症のある人への理解、対応力の向上を図ることを目的に開催し、幅広い市民へのサービス向上を目指す。未受講者へは積極的な受講勧奨を行う。	介護福祉課 包括支援係
7	やすらぎ支援事業	軽度の認知症状がある高齢者にボランティアが訪問し、話し相手、声掛け等の援助を行う。また対応力向上、情報共有のための支援員の交流会を行う。	介護福祉課 包括支援係
8	家族介護継続支援事業	認知症高齢者を介護する家族に対する交流会や講習等の機会を設け、情報共有や身体的・精神的負担軽減を図る事業を実施する。	介護福祉課 包括支援係
9	認知症チェックシステム	早期発見及び普及啓発を図るため、認知症の初期スクリーニングシステムを運用する。市報、X等への発信により周知、啓発を図る。	介護福祉課 包括支援係
10	認知症高齢者見守りシール事業	家族等からの申請により見守りシールを交付。見守りシールから発見者が問合番号に連絡することで認知症高齢者の発見につなげる。	介護福祉課 包括支援係
11	認知症カフェ	認知症のある人、家族介護者等が認知症に関する情報共有、相談、団らん等ができ、気軽に立ち寄れる場の提供を行う。各包括支援センターの圏域ごとに認知症地域支援推進員、ボランティア等を中心に実施する。	介護福祉課 包括支援係

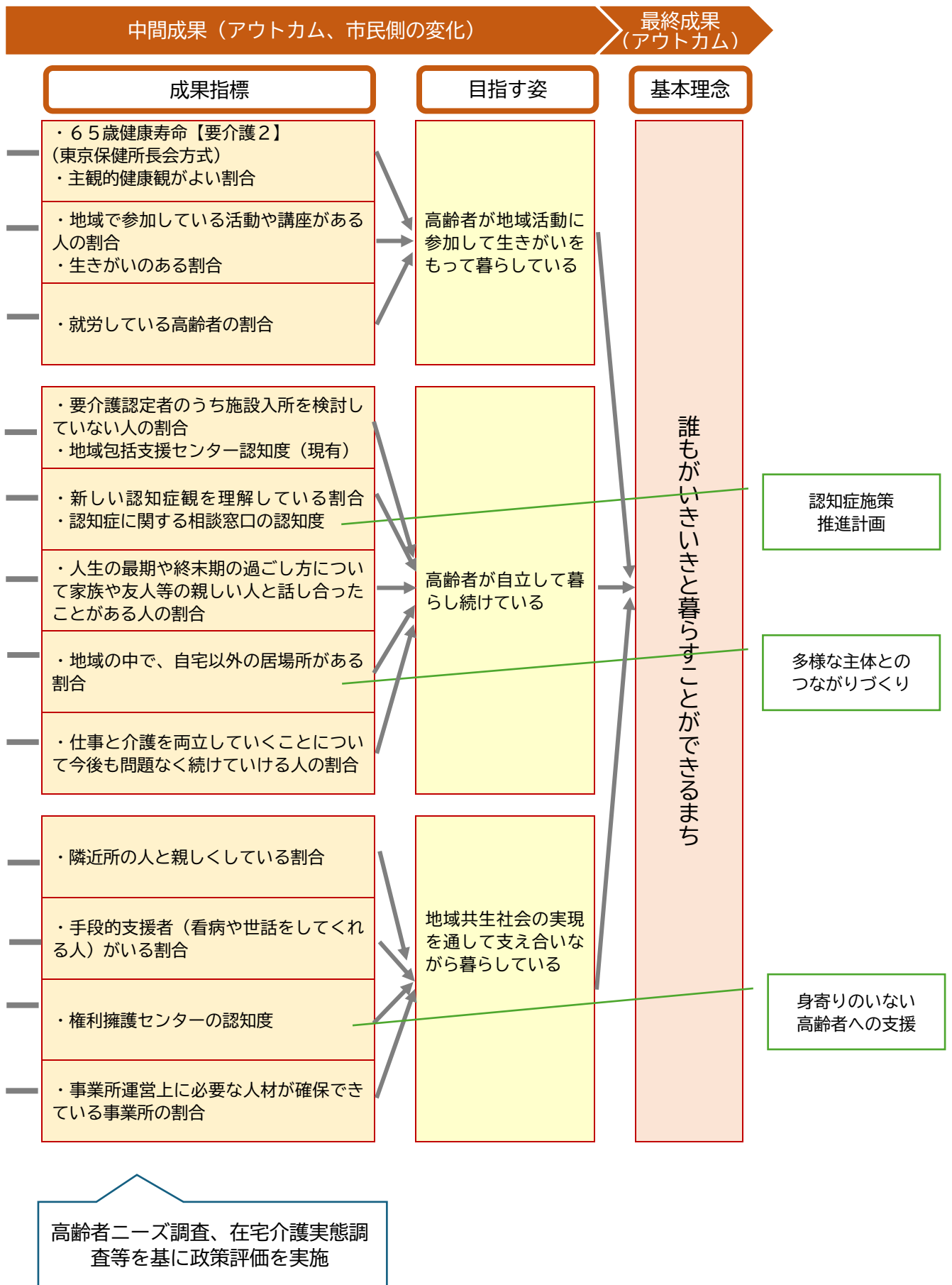
12	認知症予防通いの場	認知症検診受診者の受け皿として、認知症予防、居場所づくりの場として開催をする。	介護福祉課 包括支援係
13	チームオレンジの設置	本人・家族がともに活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う一体的支援事業を実施する。チームオレンジ（認知症カフェ）と一体的支援事業の両方を、本人・家族とボランティアが行き来できる相互関係の構築を目指す。各包括支援センターで1箇所以上の設置を目指す。	介護福祉課 包括支援係
14	認知症ボランティア養成講座	認知症当事者と家族介護者について理解を深め、認知症カフェやチームオレンジで活動するボランティアを養成する講座を実施する。	介護福祉課 包括支援係
15	認知症のある人の社会参加事業	令和7年度に実施したワーキンググループ（認知症当事者・商工会、市内の企業、介護・看護関係者等）に挙げられた「認知症のある人が地域で安心して生活するための課題」についてさらに検討し、課題解決に向けた具体的施策を推進する。「認知症あんしんマップ（仮称）」の作成等を行う。	介護福祉課 包括支援係
16	キャラバンメイト連絡会の実施	市内キャラバンメイトの連絡会を実施し、各種諸問題の抽出・検討と、今後より一層重要となる認知症サポーターの養成の推進を図る。	介護福祉課 包括支援係
17	認知症本人ミーティング	国・都の計画には明記されているが、市としては現状実施していない。	介護福祉課 包括支援係
18	認知症ピアサポート事業	国・都の計画には明記されているが、市としては現状実施していない。	介護福祉課 包括支援係

○認知症施策推進計画を基にしたロジックモデル（案）



第10期計画のロジックモデル（案）

活動（アクティビティ、行政側の取組）			結果（アウトプット）
施策の方向性	施策分類(中分類)	重点取組事業	活動指標
I 人間性の尊重 （個人の尊厳）	1-1 健康づくり・介護予防の一体的推進	①さくら体操の推進 ②保健事業との一体的実施	①さくら体操の延参加者数 ②健診受診率・保健指導件数
	1-2 社会参加の推進	①健康・スポーツ活動の支援 ②地域の居場所づくり支援	①大会参加者数 ②冊子への掲載居場所数
	1-3 高齢者の就労支援	①シルバー人材センター支援 ②こがねい仕事ネットの支援	①人材センター登録数 ②こがねい仕事ネット参加数
II 自立の確保 （自立に向けた総合的支援）	2-1 在宅生活支援の充実	①高齢者福祉サービス ②地域包括支援センター強化	①民間配食事業者委託数 ②強化に関する調査結果
	2-2 認知症施策の総合的な推進	①認知症理解、認知症観の転換 ②本人発信・社会参加の推進	①新認知症観の啓発の実施 ②本人参画ミーティングの実施
	2-3 在宅医療と介護の連携推進	①在宅医療・介護の情報共有 ②在宅医療・ACPの普及啓発	①在宅療養相談件数 ②ACP講演会回数
	2-4 生活支援体制整備の推進	①SC配置による体制整備 ②地域の居場所づくり支援	①SCの配置数 ②冊子への掲載居場所数
	2-5 ケアラー（介護者）への支援の促進	①介護者の負担軽減の推進 ②やすらぎ支援	①相談、介護教室の件数 ②やすらぎ支援実施回数
III 支え合う地域社会づくり	3-1 地域づくりの推進	①地域の居場所づくり支援 ②地域課題検討の協議の充実	①冊子への掲載居場所数 ②生活支援協議体の回数
	3-2 高齢者の見守り施策の推進	①高齢者見守り支援事業 ②事業者との連携見守り推進	①高齢者見守り台帳の登録人数 ②協定事業者数
	3-3 権利擁護の推進	①消費者被害の未然防止 ②高齢者虐待防止対策	①消費者講座参加者数 ②高齢者虐待研修実施回数
	3-4 介護人材の確保及び育成・定着支援	①介護支援ボランティア推進 ②介護分野への就労支援	①有効登録者数 ②介護職員資格取得費の助成件数



認知症施策事業推進委員会 委員名簿

区分	委員名	所属	期数
小金井市医師会を代表する者	竹田 溪輔	小金井 竹田内科・小児科・在宅クリニック	1期目
小金井歯科医師会を代表する者	平田 晋一	平田歯科医院	1期目
小金井市薬剤師会を代表する者	諏訪部 孝紀	イサク薬局	2期目
小金井市内の医療機関医療連携相談室担当者	白水 亜紀	武蔵野中央病院認知症疾患医療センター	1期目
訪問看護ステーションを代表する者	林 絵美子	わそら街なかナースステーションサテライト アン訪問看護ステーション	5期目
居宅介護支援事業所を代表する者	中村 麻紀子	ケアプランHERB	2期目
介護保険サービス事業所を代表する者	森田 和道	また明日デイホーム	3期目
認知症家族会支援事業所を代表する者	市村 直子	小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター	2期目
小金井市商工会を代表する者	木下 有起範	セブンイレブン武蔵小金井北口店	1期目
認知症地域支援推進員	小笠原 昭子	小金井きた包括支援センター	
認知症地域支援推進員	星 依代	小金井みなみ地域包括支援センター	
認知症地域支援推進員	荒 綾子	小金井ひがし地域包括支援センター	
認知症地域支援推進員	高橋 美樹	小金井にし地域包括支援センター	